

## 入間市立図書館資料の貸出し制限に関する事務取扱要領

(平成29年12月28日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市立図書館設置及び管理条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第7号)第10条の2第1項に基づく図書館資料の貸出しの制限に係る事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(制限の内容)

第2条 貸出しの制限の内容は、次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の新規貸出しの停止
- (2) 貸出中の図書館資料の継続貸出しの停止
- (3) 図書館資料の予約受付の停止
- (4) 図書館資料のリクエスト受付の停止

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。